

平成30年度 大分県立中学校入学者選抜実施要項

平成30年度における大分県立中学校（以下「県立中学校」という。）の入学者選抜は、この要項の定めるところにより実施する。

第1 募 集

1 募 集 人 員

大分県立大分豊府中学校 120人

2 応 募 資 格

県立中学校に入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成30年3月に小学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を卒業又は修了見込みの者で、保護者の住所が県内にある者
- (2) 大分県教育委員会教育長が、特別に出願を許可した者

第2 日 程

入学者選抜に係る日程は下記のとおりとする。

県外からの入学志願許可願申請期間	平成29年11月 6日（月） ～ 11月14日（火）
出 願 期 間	平成29年12月11日（月） ～ 12月15日（金）
検 査 日	平成30年 1月 7日（日）
入 学 予 定 者 の 発 表 日	平成30年 1月12日（金）
入 学 意 思 確 認 書 の 提 出 期 間	平成30年 1月22日（月） ～ 1月26日（金）

第 3 出 願

1 出 願 方 法

志願者は、次の「4 出願手続」に示す出願書類等を、出願期間内に志願先の県立中学校長あてに、所定の出願書類提出用封筒を用いて簡易書留で郵送しなければならない。

なお、直接持参することはできない。

2 出 願 期 間

平成29年12月11日（月） ～ 平成29年12月15日（金）

- ・ 「簡易書留」で郵送することとし、12月15日の消印有効とする。

3 入学者選抜手数料

(1) 入学者選抜手数料

入学者選抜手数料は、2,200円とする。

(2) 入学者選抜手数料の納付方法

志願者は、入学者選抜手数料を次のいずれかの方法で納付するものとする。

なお、いったん納付した入学者選抜手数料は返還しない。

① 金融機関で納付

所定の納付書を用いて指定金融機関又は収納代理金融機関で納付し、その領収証書を**手数料納付票**（様式3号）に貼付する。

なお、金融機関での納付は11月13日（月）～12月15日（金）にすること。

ただし、上記2の出願期間に注意すること。

（注）○指定金融機関

大分銀行の本店・支店・出張所・代理店（県外支店を含む。）

○収納代理金融機関

次の金融機関のうち大分県内に所在する金融機関の本店・支店等

銀行、信託銀行、商工組合中央金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合
漁業協同組合（指定した組合に限る。）、信用金庫、信用組合、労働金庫

※収納代理金融機関の県外の本店・支店等（日本国内に限る。）にあつては、
みずほ銀行、三井住友銀行、豊和銀行の本店・支店等に限る。

② 郵便小為替による納付

郵便小為替（1,000円2枚と200円1枚）を、出願書類提出用封筒に同封する。

4 出願手続

(1) 志願者の行う手続

志願者は、次の表に示す関係書類を、所定の出願書類提出用封筒を用いて、志願先の県立中学校長に提出しなければならない。関係書類以外は同封しないこと。一度提出された関係書類等は、いかなる理由があっても返還しない。

入 学 願 書 (様式1号)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要事項を記入し、捺印したもの。 ○ 写真(縦4cm×横3cm程度、上半身、正面、無帽、最近6ヶ月以内に撮影したもので裏に氏名を記入)を貼付する。 ○ 様式1～3号は切り離さないこと。
受 検 票 (様式2号)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 志願者の氏名を記入する。 ○ 入学願書と同一の写真を貼付する。 ○ 様式1～3号は切り離さないこと。
手 数 料 納 付 票 (様式3号)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 志願者の氏名を記入する。 ○ 金融機関で納付の場合は、該当部分に○印をつけた上で、領収証書を貼付する。 (納付は11月13日(月)～12月15日(金)にすること) ○ 郵便小為替による納付の場合は、該当部分に○印をつける。郵便小為替は貼付<u>しない</u>こと。 ○ 様式1～3号は切り離さないこと。
調 査 書 (様式4号)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在籍する小学校長が作成し、学校の封筒に厳封の上、志願者の氏名を表書きしたもの。(開封無効)
受 検 票 送 付 用 封 筒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所定の封筒を使用する。 ○ 志願者の住所、氏名、郵便番号を表書きする。 ○ 392円分の切手を貼付する。(簡易書留)
選 抜 結 果 通 知 用 封 筒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所定の封筒を使用する。 ○ 志願者の住所、氏名、郵便番号を表書きする。 ○ 392円分の切手を貼付する。(簡易書留)
郵 便 小 為 替	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入学者選抜手数料を郵便小為替により納付する者のみ。(金融機関で納付の場合は不要) ○ 手数料納付票等に貼付<u>しない</u>こと。 ○ 指定受取人住所、氏名等を記入<u>しない</u>こと。
入 学 志 願 許 可 書 (様式11号)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県外から本県の県立中学校を志願する者のみ。

(2) 県立中学校長の行う手続

県立中学校長は、出願書類等を受理したときは、志願者あて受検票を交付し、送付する。

5 障がいのある志願者への配慮事項

身体の障がいや疾病等により受検時に配慮が必要な場合は、当該志願者の保護者は在籍小学校長を経て、平成29年11月24日(金)までに志願予定の県立中学校長に連絡すること。

連絡を受けた県立中学校長は、平成29年12月8日(金)までに関係者と協議すること。

第 4 選 抜

1 検 査 内 容

(1) 適性検査

学習活動への適応能力、学ぶ意欲や適性をみるために次の検査を行う。

なお、適性検査問題は、県教育委員会が作成する。

① 適性検査 I

小学校 6 年間で身に付けた知識・技能及び思考力・判断力・表現力をもとにして、文章や図表から読み取ったり聞き取ったりした内容について、自分の考えをまとめ、表現する力等を総合的にみる。

② 適性検査 II

小学校 6 年間で身に付けた知識・技能及び思考力・判断力・表現力をもとにして、身の回りのいろいろな事柄に対して、問題を発見し、筋道を立てて考え解決しようとする態度や能力等を総合的にみる。

(2) 面 接

面接の方法及び内容については、県立中学校長が決定する。

2 検 査 日 ・ 日 程 等

(1) 検 査 日

平成30年 1 月 7 日 (日)

(2) 日 程

	開 始 ～ 終 了	時 間
集 合	9 : 0 0	
点 呼 ・ 注 意	9 : 0 0 ～ 9 : 3 0	3 0 分
適 性 検 査 I	9 : 4 0 ～ 1 0 : 3 0	5 0 分
適 性 検 査 II	1 1 : 0 0 ～ 1 1 : 5 0	5 0 分
昼 休 み	1 1 : 5 0 ～ 1 2 : 5 0	6 0 分
面 接	1 2 : 5 0 ～	

(3) 当日持参するもの

受検票送付時に指示する。

(4) 検 査 場

検査場は、出願先県立中学校等とする。

3 入学予定者の決定

県立中学校長は、調査書、適性検査及び面接の結果を資料として行う選考に基づいて入学予定者を決定する。

選考に当たっては、校長、副校長、教頭及び教職員をもって組織する選考委員会を設置し、厳正、公平を期するものとする。

4 入学予定者の発表

入学予定者の発表は、平成30年1月12日（金）午後3時に、県立中学校で行う。

電話等による選抜結果の問い合わせには応じない。

5 選抜結果通知書の送付

県立中学校長は、平成30年1月16日（火）までに、選抜結果通知書（様式5-1号、5-2号）を志願者あてに発送する。

第5 入学手続

1 入学予定者の手続

(1) 入学意思確認書の提出

入学予定者の保護者は、**入学意思確認書**（様式6号）を、提出期間内に志願先の県立中学校長に提出しなければならない。（持参に限る。）

なお、期間内に入学意思確認書の提出がない場合は、入学を辞退したものとみなす。

(2) 入学意思確認書提出期間

平成30年1月22日（月） ～ 平成30年1月26日（金）

・受付は午前9時から午後4時までとする。ただし、提出最終日は午前9時から正午までとする。

(3) 入学予定者証明書の交付

県立中学校長は、入学予定者の保護者から入学意思確認書の提出があった場合は、すみやかに**入学予定者証明書**（様式7号）を交付する。

(4) 市町村教育委員会への届け出

入学予定者証明書（様式7号）を交付された入学予定者の保護者は、入学予定者の居住する市町村の教育委員会に**入学予定者証明書**（様式7号）を提出し、県立中学校に就学する旨を届けなければならない。

(5) 入学辞退

入学意思確認書（様式6号）の提出後、入学予定者がやむを得ず入学を辞退する場合は、すみやかに**入学辞退届**（様式8号）を入学予定先の県立中学校長に提出しなければならない。

2 欠員の補充

(1) 欠員の補充

入学辞退者が生じた場合、県立中学校長は、あらかじめ定めた補欠入学予定者の中から、入学意思を確認した上で、入学予定者に充てる。

なお、入学意思の確認は入学願書に記載された連絡先への電話により行う。

(2) 欠員補充の時期

平成30年3月末日までとする。

3 小学校長への入学予定者の連絡

県立中学校長は、平成30年2月2日（金）現在の入学予定者を、入学予定者の在籍する小学校長に公文書（様式9号）により通知するものとする。

第6 その他の事項

1 調査書

志願者から調査書作成の依頼を受けた小学校長は、下記により調査書を作成し、志願者に交付するものとする。

(1) 作成基準日

平成29年11月末日現在

(2) 調査書の作成

- ① 調査書の作成に当たっては、公正を期するため、小学校ごとに調査書作成委員会を設け、その審議を経るものとする。
- ② 調査書作成委員会は、校長を委員長とし、教頭及び教員若干名をもって組織する。
- ③ 調査書の作成に当たっては、記入要領によること。
- ④ 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を交付できないときは、県教育委員会の指示を受けるものとする。

(3) 調査書の交付

小学校長は、作成した調査書を小学校名が印刷された封筒（ゴム印可）に**厳封**の上、志願者の氏名を表書きして、志願者に交付するものとする。

2 県外からの志願

次の各項の少なくともひとつに該当する者で、特別な理由により本県中学校入学者選抜を志願する者は、出願する前に入学志願許可を受けなければならない。

- ① 志願者の住所が県外にある者
- ② 保護者の住所が県外にある者
- ③ 県外の小学校を卒業する見込みの者

(1) 申請期間

平成29年11月 6日（月） ～ 平成29年11月14日（火）

- ・ 受付は午前9時から午後4時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は受付をしない。
- ・ 郵送の場合は「簡易書留」とし、申請期間内に**必着**のこと。

(2) 申請先

大分県立中学校志願許可審査委員会

（〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県教育庁高校教育課内）

(3) 提出書類

大分県立中学校入学志願許可願 (様式10号)	必要事項を記入し、捺印したもの。						
返信用封筒	長形3号(23.5cm×12cm)の封筒に、志願者の住所、氏名、郵便番号を表書きする。 82円(速達希望の場合は362円)分の切手を貼付する。						
関係証明書類	<table border="1"><tr><td>転勤により転居する場合</td></tr><tr><td>・転勤予定証明書 ・転居先が明確なもの(賃貸契約書等) ・住民票の写し(志願者及び保護者の現住所のもの)</td></tr><tr><td>家屋新築(購入)等により転居する場合</td></tr><tr><td>・建築確認通知書(建築工事契約書)の写し 又は売買契約書(登記簿謄本)の写し ・住民票の写し(志願者及び保護者の現住所のもの)</td></tr><tr><td>その他の事情による場合</td></tr><tr><td>・上記に準じて客観的に事実を証明できる書類</td></tr></table>	転勤により転居する場合	・転勤予定証明書 ・転居先が明確なもの(賃貸契約書等) ・住民票の写し(志願者及び保護者の現住所のもの)	家屋新築(購入)等により転居する場合	・建築確認通知書(建築工事契約書)の写し 又は売買契約書(登記簿謄本)の写し ・住民票の写し(志願者及び保護者の現住所のもの)	その他の事情による場合	・上記に準じて客観的に事実を証明できる書類
転勤により転居する場合							
・転勤予定証明書 ・転居先が明確なもの(賃貸契約書等) ・住民票の写し(志願者及び保護者の現住所のもの)							
家屋新築(購入)等により転居する場合							
・建築確認通知書(建築工事契約書)の写し 又は売買契約書(登記簿謄本)の写し ・住民票の写し(志願者及び保護者の現住所のもの)							
その他の事情による場合							
・上記に準じて客観的に事実を証明できる書類							

(4) 結果通知

平成29年12月1日(金)までに、志願者あてに発送する。

3 入学者選抜結果の口頭による開示請求

受検者は、大分県個人情報保護条例の規定に基づき、次のとおり口頭による開示請求を行うことができる。

(1) 開示の請求対象となる情報

- ① 適性検査Ⅰ及びⅡの結果
- ② 面接の結果

(2) 開示の請求対象者

受検者本人

(3) 開示の請求期間

平成30年2月13日(火) ～ 平成30年2月26日(月)

- ・受付は、午後1時から午後6時までとし、土曜日及び日曜日は受付をしない。

(4) 開示の請求先

受検した県立中学校

(5) 持参するもの

受検票

- ・紛失等の理由で受検票を提示できない場合は、本人であることを証明するもの

(6) 開示の方法

(5)により本人であることを確認した上で、閲覧により開示する。

4 その他

県立中学校長は、出願について虚偽の記載等不正の事実が判明したときは、入学許可後においても当該許可を取り消すことがある。